

## 協働型課題解決ワークショップに係る対象経費について

協働型課題解決ワークショップに係る費用について、下記のとおりゼミからの請求に基づき財団がゼミに対して支払う。

## 記

## 1. 上限額（消費税等込）

	実施エリア	上限額
1	23 区内/多摩エリア（宿泊を伴わない）	250,000 円
2	23 区内/多摩エリア（宿泊を伴う）	350,000 円
3	島しょエリア	700,000 円

※上記金額は参加人数に関わらず 1 ゼミに対して支払う総額とする。上限を超えた額についてはゼミの負担とする。

## 2. 対象となる経費

ワークショップの実施に伴い協会等の課題解決のために、直接必要となる以下のものは対象経費と認める。

	項目	摘要
1	交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内公共交通機関（定期区間は除く）</li> <li>・島しょエリアまでの船舶/飛行機</li> <li>・やむを得ない事情によるキャンセル料</li> </ul>
2	宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区部・多摩、島しょエリアでの宿泊費</li> <li>・やむを得ない事情によるキャンセル料（食費は原則、含まれません）</li> </ul>
3	観光体験費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入場料、体験ツアーやプログラム等の参加費用</li> <li>・観光バス手配やガイド費用等</li> <li>・特産品の購入や、試食費用等</li> </ul>
4	会議室/備品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連書籍の購入</li> <li>・会議室等の利用料</li> <li>・文房具等の備品購入</li> </ul>
5	その他諸経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ実施に直接必要なものに限る。</li> </ul> <p>注：事前に対象となるか財団の承認を得ること。（事後申請不可）</p>

## 3. その他

・ワークショップの実施前にゼミから経費申請書を財団に提出いただきます。また、月毎に、領収書★など必要書類を添付の上請求書を提出いただき、申請額または上限額のいずれか低い方の金額内での実費精算とします。尚、観光体験費として計上された項目については、活動内容の報告をお願いすることがございます。

★領収書はTから始まる登録番号が記載されている適格インボイスを取得し、提出してください。

・ワークショップに直接関係のない費用が含まれていると財団が判断した場合は対象経費外となる場合があります。

以上